



公民館だより

よしい

2024年
1月号
令和6年

吉井地区11月末人口	前月比
男 1,115人	(+5人)
女 1,195人	(-4人)
計 2,310人	(+1人)
世帯数 1,100戸	(-1戸)

〒799-1363 西条市玉之江235-2
 TEL・FAX：(0898) 64-3001
 E-mail：yoshii-k@saijo-city.jp
<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/syakaikyoku/yosii-index.html>



←カラーの公民館だよりは
こちらです。



12月12日(火)に、吉井小学校5年生がしめ縄づくりをしました。吉井地区の老人クラブの方々に教わりながら藁をない、水引や裏白、ゆずり葉、だいたいを付けて思い思いのしめ縄を作りました。この地域独特の形のものや子どもたちオリジナルの形のしめ縄がたくさんできました。

・・・ 2024年が素敵な年になりますように・・・



当日、老人クラブの方々は早朝から集まり、脱穀機や藁打ち機を使って藁の下準備をしてくださいました。

また10日ほど前には、しめ縄の作り方、飾りつけ方の練習をしました。見えないところでの準備に感謝しています。



～毎月10日は人権を考える日～

戦時下で私たちができること



2022年2月24日に開始されたロシアの軍事侵攻はウクライナ各地に深刻な人道上の被害をもたらしています。そして今日、収束の兆しは見えない状況が続いています。ウクライナ各地の学校や病院を含む民生インフラへの攻撃や、拷問を受けた一般市民の死亡などの人道上の被害の報道を多くの方が目にされたことでしょう。民間人及び民生インフラの被害は、国際人道法及び国際人権法の観点から看過し得ない事態であります。今年5月のG7サミットでは、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を、改めて可能な限り最も強い言葉で非難し、必要とされる限りの揺るぎないウクライナへの支援を再確認するといった首脳声明が発表されました。

○ 国際人道法とは ○

国際人道法は、武力紛争の際に適用される原則や規則を網羅したものです。戦争状態にあっても人道を基本原則として掲げ、紛争当事者の行為を規制しています。文民、負傷者や病人、戦争捕虜のような人々の保護について規定し、また軍事作戦を行う際の手段や方法を規制しています。例えば、軍事力の一部分であるとは普通考えられない一般市民(女性や子ども、お年寄り、病人、負傷者)、あるいは病院や宗教施設、文化施設や普通の民家、また、敵兵であっても降伏していたり、沈没した船から脱出し救助を求めたりしている人は、攻撃目標としてはならないことになっています。

また、武力行使の際に使っても良い兵器と、使ってはいけない兵器を区別しています。化学兵器や生物兵器などは使ってはいけない兵器とされています。

ウクライナに限らず世界各地で重大な人道危機が毎日のように報道されています。戦争は最大の人権侵害です。武力によらず平和的に紛争を解決する世界であってほしいです。

○ 私たちが日本でできること ○

SNSでは、日本で生活をするロシアやウクライナの人々に対する誹謗中傷などの差別的言動が見られます。特定の国籍、人種、民族で人々を排斥しようとする不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)は、決してあってはならない人権侵害行為です。国際平和を求めて、軍事侵攻に対して抗議の意を示すことは全く別物です。

不安や怒りを差別や偏見につなげるのではなく、国籍などを理由とした不当な差別的言動はやめましょう。

西条市人権教育協議会 西条市人権擁護課



文化祭を開催しました

11月18日(土)
19日(日)

2日に渡り、吉井地区文化祭を開催しました。各サークルの1年間の活動の成果や地域の方の作品が所狭しと並びました。

東予南こども園の年長さんによるお店屋さんやベテランさんたちの作品を、「なつかしいー!」「こんなバッグができるのがすごいね。」と言いながら見ている小学生もいました。作品を通して世代間の交流が行われているようでした。

公民館へ足を運んでくださった方々、準備・片付けをしてくださったサークルの方々、ありがとうございました。



石田短歌会



絵手紙サークル



ひだまり



吉井フォトクラブ
ひなの会 個人作品



着物リメイク



東予南こども園



吉井防災士会

凧づくり



12月2日(土)、吉井小学校4年生が元山登茂郎先生に教わりながら凧づくりをしました。1月6日(土)に行われる凧あげ大会には、20名を超える児童が参加する予定です。

人権ポスター



11月17日(金)、東予東中学校の1年生が人権ポスターを貼りに公民館へ来てくれました。ポスターのねらいや人権に対する想いを、はきはきと発表してくれました。

公民館大掃除



12月2日(土)、サークルや愛護班の方々の力をお借りして大掃除をしました。別の日にも木の剪定をしていただいたり、サークル活動後に掃除をしていただいたりしたおかげで、日頃行き届かない場所がきれいになりました。ありがとうございました。

西条市からのお知らせ

令和6年
4月1日から

地区公民館事務室の
開室日及び時間が変わります

昨今の社会情勢や地域を取り巻く状況に対応するため、公民館職員の勤務時間を変更することになりました。それに伴い、公民館事務室の開室日及び時間も変更となりますのでお知らせいたします。

なお、これまで土・日・祝日に実施してきた公民館事業等は今後も継続して参ります。地域の皆様にはご不便をおかけすることがあるかと思いますが、今後ともご協力を賜りますようお願いいたします。

	月～金曜日	土・日・祝日	年末年始
事務室の開室日 (職員が居る日)	○ 9:00～17:00	×	×
貸館が可能な日	○ 8:30～22:00		×

【貸 館】 年末年始を除く8:30～22:00で利用可能です。

事務室の開室時間中にカギを借りにお越しください。

【各種申請の受付】 月～金曜日(祝日を除く)の9:00～17:00

【臨時的な閉室】

土・日・祝日にイベント等を実施した場合、

月～金曜日のいずれかに事務室を臨時閉室する場合があります。

【問合せ先】 西条市教育委員会事務局 社会教育課 社会教育係
電話：0897-52-1254

お礼

次の方から「まごころ銀行」へご寄附を頂きました。厚くお礼を申し上げますとともに、故人のご冥福をお祈りいたします。

木村昌雄様
(故 木村貴志様ご遺族)

【社会福祉協議会吉井支部】



石田短歌会

庭木々の剪定終りおちこちの木下に映ゆるつわぶきの花
ポスト開け内^{なか}に届けし喪中のハガキ在りし思い出胸当て俣ぶ
佛壇の引出しポストに文入れし今日はあの息の誕生祝いて
なつかしき思ひにつひつひ触れてをり山野草店の鉢植^{みわた}糸の実綿

相原サツキ
徳永吉則
森田 薫
山内美佐子

1月 行事予定

日	月	火	水	木	金	土
	1 休館 ゴミ収集休み	2 休館 ゴミ収集休み	3 休館 ゴミ収集休み	4	5	6
7 休館 とうとうさん(まき)	8 成人の日 休館	9 振替休館 休館	10 古紙	11 ♪吉井カフェ 13:30～15:00	12	13 カワセミ号 11:00～
14 休館 とうとうさん(はやし)	15 休館	16	17	18	19	20
21 休館	22 休館	23	24	25	26	27 カワセミ号 11:00～
28 休館	29 休館	30	31	■ 毎週月曜日と祝日、12/29～1/3は休館日です。 ■ 日曜日を臨時休館といたします。(令和6年3月まで)		